

奈 企 第 5 8 1 号
令和 5 年 9 月 2 5 日

奈良市監査委員 東 口 喜代一 様
同 中 本 勝 様
同 宮 池 明 様
同 内 藤 智 司 様

奈良市長 仲 川 元 庸

包括外部監査の結果に対する措置状況について（通知）

奈良市包括外部監査人より提出があった「包括外部監査の結果報告書」について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 38 第 6 項の規定に基づき、当該監査の結果に対する措置状況を別紙のとおり通知します。

平成24年度包括外部監査「過去の包括外部監査の措置状況について」の結果に対する措置状況について

V. 水道事業会計の財務事務及び経営に係る事務管理について（平成15年度）

3. 個別監査結果及び意見

(1) 水道事業会計について

（企業出納課）

【監査結果】

退職者数や繰延勘定残高の推移は、以下のとおりである。平成20年度以降は、各年度で退職金よりも繰延勘定償却の方が大きく、職員の退職費用に関して、過去の費用が現在の受益者の負担となってしまっている。

（表省略）

当時の包括外部監査人も指摘するように、退職給与金の繰延処理は、費用の先送りであり、過去の水道受益者が負担すべきものを将来世代の受益者が負担していることとなり、妥当ではなく、早期に会計処理を改めるべきであった。建設事業割賦負担金の支払利息負担が大きいことと適正な会計処理を行うこととは、まったく別の問題である。水道事業会計が赤字にならないようにするため、適正な会計処理を行わないことは、水道事業会計の問題の本質を隠匿している。まずは適正な会計処理を行ったうえで、水道事業会計が赤字となるのであれば、水道料金の見直しや費用の削減等の議論を行うというのが、本来あるべき姿である。水道料金を算定する場合に住民福祉の観点から生活用水はより安くという方針を否定するわけではないが、将来世代に負担を先送りしながら現在の水道料金を維持することは、必ずしも住民福祉に寄与しないため、早期に対応されたい。

【措置の内容】

平成15年度に実施された包括外部監査において、退職給与金の繰延処理については費用の先送りであり、不適切な会計処理であるとの結果であったにもかかわらず、平成24年度に実施された過去の包括外部監査の措置状況の確認時にも改善措置できておりませんでした。平成26年度に地方公営企業会計制度の見直しが行われ、退職給付引当金の計上が義務化されました。奈良市企業局におきましては、平成25年度及び平成26年度の2年間で、退職給付の要支給額全額を引当てし、費用処理することは完了してお

ります。なお、水道事業会計における経営状況に関しましても、毎年純利益を計上することができおり、水道料金を値上げすることなく維持できております。